

4 前橋市総社町山王出土の緑釉陶器と伴出遺物

梅 澤 重 昭

はじめに

昭和36年(1961)、国指定史跡「山王廃寺跡」のある前橋市総社町山王の地区において、円盤状台石(以下、「台石」と呼ぶ)とともに緑釉陶器と土師質須恵器、銅椀、釘状鉄棒片(以下「当該資料」と呼ぶ)が土地所有者によって偶然発見された。

当時、群馬県教育委員会事務局社会教育課で文化財保護行政を担当していた近藤義雄氏から、群馬県立博物館(現歴史博物館の前身)に、現地調査と出土遺物類の博物館での保管要請があり、筆者は6月8日、同氏に同行して現地に赴き、発見者から発見の経緯を聞き取り調査するとともに、当該資料を一括して預かり、博物館に搬入した。近藤氏の運転する自転車バイクの荷台に跨り、新聞紙に包みダンボール箱に詰めた遺物類を風呂敷で背負い、台石を抱えての今では信じられない搬入行動が懐かしく昨日のように思い出される。

当時、緑釉陶器類のこれという事例は、県内では知られておらず、全国的にも長野県・平出遺跡出土の緑釉水瓶が知られていくくらいで、纏まったかたちで発見されたものの知見はなく、きわめて重要な遺物類であることは一目見て直感した。そうした埋蔵文化財の発見物件は、とにかくにも公的に保護しなければという思いが我々二人にその行動をとらせたことは否定しない。

当該資料は一括して、その後、国から現物譲渡された段階で、発見者(発見土地所有者も同一人)の理解を得て県立博物館の所蔵資料となった。所蔵するに至るまでには幾多の関門があったが、文化財保護委員会(現文化庁)からの現物譲与を群馬県が保有するという条件付で実現させ、県首脳に働きかけて予備費支出の措置を講じて資料購入費を調達された当時の館長磯貝三郎氏(故人)、それを補佐された学芸課長池田秀夫氏(故人)のご尽力があつてのこと、県が保有することに御快諾いただいた発見者(土地所有者も同一人)の御協力のたまものであることも、併せて紙面を借りて明記しておきたい。

群馬県立博物館の所蔵となった当該資料一括は、台石1点、緑釉水瓶1点、緑釉椀3点、緑釉平皿2点、緑釉段皿2点、土師質須恵器椀2点、土師質須恵器坏2点、銅椀1点、緑釉小破片1点、土師質須恵器小破片1点、釘状鉄棒断片3点である。なかでも緑釉陶器類は、平安時代の陶磁資料としては工芸的に抜んでた優品である。しかも、発見地が古代寺院跡として知られる史跡山王廃寺塔心礎から東南約200mの地点で、山王廃寺とは何らかの関係があると考えられる。これらのことから、その資料的価値は文化史上、また、工芸技術品として高く評価されるものであり、昭和41年6月11日に、重要文化財(指定名称・緑釉水注1口、緑釉碗3口、緑釉皿4枚、銅碗1口、附 土師碗残欠共一括)に指定された。なお、昭和39年開催の東京オリンピックの『日本の名宝展』に出陳されているが、この出陳にあたり破損していた緑釉水瓶、緑釉椀の1点、土師器椀、同坏類、銅椀1点を復元修理している。

(1) 遺跡

①出土地点

当該資料の発見地は、総社町山王2680番地と同2798番地の境界である。史跡山王廃寺塔心礎のところから東南方向約200mの地点である。山王集落の東南部域であり、推定される山王廃寺寺域の東南部にあたる。発見当時は畑地であった。

現在、出土地点の東方35mには山王集落を東西に二分する南北に走る市道とその下を暗渠の用水路が南流しているが、この南北に走る道路は、山王廃寺塔心礎のある日枝神社南側を劃して東西に走る市道と現山王地区集会所敷地の西南隅付近、すなわち山王廃寺塔心礎の東方約150m地点、また、当該資料が発見された地点からは北方

約135mの地で直交している。因みに、現山王地区集会所の西南隅部付近からは建物礎石と推される石材の出土が知られていて、山王廃寺に関係した建物の存在した可能性も指摘されている。

このことと、山王廃寺の主要伽藍配置の規模が明らかにされた現時点での調査資料をもって推定すれば、その出土地点は、山王廃寺寺域の東南隅付近であり、後述して論じるが、山王廃寺の寺域東南部位（異の方角）に設けられた祭祀施設にかかわる遺物群であることは十分に推定できるところである。（出土位置は Fig.60を参照）

②発見時の当該資料の保存状態

当該資料の発見は、土地所有者阿久津武雄氏が友人の協力を得て自家下水道管敷設の掘削作業中のことである。偶然に発見されたものではあるが、同氏が発見当時のことを鮮明に覚えている段階で、筆者らは発見された遺物類のすべてを確認し、発見の経緯を聞き取ることができたので、次にその経緯を記す。なお、報文は筆者が草した調査概報（梅沢重昭「緑釉水瓶とその伴出遺物」群馬県博物館館報第6号（昭和38年））を補筆し、再録することとする。

③発見の経緯

自家下水道管敷設溝掘削工事を5月下旬から始め、6月になって同氏宅地南側の市道を挟んだ畑地の市道沿いを幅約60cm程で掘削中、地表から90cmほどの深さで、当該資料にあたったという。最初、緑釉水瓶の頸部に鍬をあて、遺物類の存在することに気付き、付近を注意して掘り進めると他の遺物類も円礫が敷き詰められた中央に据えられた台石を中心に見つかったので、周囲を若干広げて掘削し、見落とし無いように取り上げたという。

④保存状態

確かにその経緯を示すように、緑釉水瓶は胴部肩部分で破損しており、頸部にはスコップによって緑釉が削られた箇所があり、口縁部の一部と把手の一部、それに胴肩部に欠損した部分が残った。欠け口は新しく、完形品の状態で埋没していたものであることが推定できた。その部分を筆者が石膏で補充して復元したのが、写真1である。

破損した状態で発見された遺物は、緑釉水瓶のほか、口縁部の一部を欠落した緑釉中形碗1点、二分されるかのように大きく欠損した土師質須恵器碗2点、同坏2点である。これら緑釉中形碗と土師質須恵器碗、坏類の欠損部分に接合する断片は、採集品のなかには緑釉陶器片1点、土師質須恵器坏の小破片（底部破片）1点があるが存在しない。

緑釉碗の一部と土師質須恵器の碗・坏類は、埋没後に欠損したものでなく、密教の儀軌に則り行われた祭祀で故意に毀損されたものの可能性を否定できない。銅碗は破碎し、一部が欠損した状態で発掘されたが、台石の上に入れ子状に置かれた緑釉碗類3点を覆うように置かれていたといい、事実そのことを裏付ける銅碗口縁の接触痕が台石上面に認められることからみて、破損は長い年月にわたる地中における土圧も加わった腐蝕によるものと思われる。祭祀終了段階で緑釉碗に被せて置いたもので、完形品であったと推定される。

このように当該資料は、発見時点での欠損部分を石膏で補填し、復元した緑釉水瓶から推して完形品として存在した緑釉水瓶（1点）、同大碗（1点）と小碗（1点）、緑釉皿類（4点）、欠損品として存在した緑釉中碗（1点）、緑釉耳皿の破片か（1点）、土師質須恵器碗（2点）、坏類（3点）に類別される。これに錆化の進んだ釘状



写真1 石膏復元の緑釉水瓶

鉄棒断片 3 点である。しかし、発掘地点が遺構中心部分に限られているところから、当該資料以外に関連遺物の存在する可能性は十分に考えられ、遺構の解明には周辺に調査区を広げた発掘調査が望まれる。

⑤出土遺構

当該資料は、地表下約90cmの深さに存在した台石上とその周囲において出土した。台石は鏡餅形の約41×35cm、厚さ11cmの楕円形で、発見者の記憶では、平坦面が水平になるように据えられており、その周囲には拳大の円礫11個（12個か）が回され、さらにその外側にこれも同様な円礫を方形に並べていたという。方形の円礫敷設範囲は一辺が約60cm内外で、辺部には円礫4～5個を縁取りするように並べていたが、それらの円礫敷設面は中央の台石の据え面（地表からの深さからローム層上面を若干整地した面と推定される）であったという。台石の周囲の円礫が台石を据える根じめ石であった可能性も考えられるが、そうではなく、周囲の拳大の円礫は台石を敷設し、その周囲に意図的に配されたものとするのが妥当であろう。とすると、遺構は台石を中心に据え、その周囲を環状に取り巻いて拳大円礫11個（12個か）を配し、さらにその外側の一辺が約60cmの方形区画の範囲に、4隅のほか各辺に3個ずつ、計16個の拳大円礫を配置した方形の台あるいは壇というべき施設が推定される（Fig.58）。

（註 遺物類配置状態推定図は梅澤重昭氏のスケッチしていた図を山下がトレース・作図。）

当該資料は、この台石とその周囲から出土している。大型・中型・小型からなる緑釉碗3点を入れ子状に重ね、それを覆うように銅碗で伏せて台石上においていた一群を中心に、他の緑釉水瓶、緑釉皿4点、土師質須恵器碗2点、坏2点は台石の周囲から出土した。

緑釉水瓶は台石の西北側にもたせかける様に、完形品の緑釉皿は台石の周囲に伏せて置かれていた。欠損していた土師質須恵器碗、坏類と釘状鉄棒破片は方形区画の円礫間に散在していたらしい。厳密な出土位置は詳らかに聴取することはできなかったが、台石の周囲ということをもってすれば、緑釉皿は台石の東西南北の部位に置かれたものかも知れない。台石は地面に直に据えられており、下部には遺構、遺物は認められなかったという。

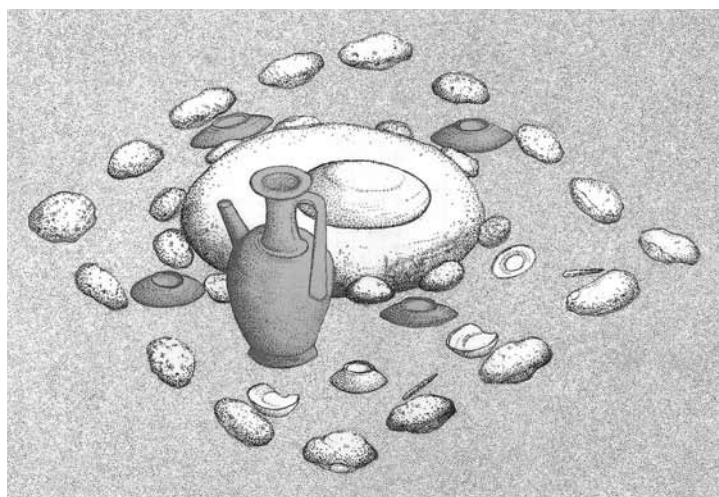


Fig.58 緑釉陶器遺物類配置状況推定図

(2) 遺物

1) 円盤状台石 (Fig.59—14)

安山岩の転石。平面形がやや楕円形をした偏平な形状で、鏡餅形というのが相応しい。比較的平らな面を上面にして、丸みのある面を底にしてローム層面に水平に据えられていた。上面の片側に寄せた部位に入れ子状に重ねた緑釉碗3点を被せて銅碗が伏せておかれていたことから儀軌にのっとり供えられた飲食器類を並べ置いた盤、あるいは壇として設けられたものと考えられる。上面の中央部分には炭化物付着で黒色を呈する部位があり、行法を行い、火（護摩か）を焚いた痕跡と推定される。

2) 緑釉陶器

生産地は岐阜県多治見市地域とされるが、生産された窯は同定できない。水瓶、碗、皿とも特注のセット品であろう。製作年代は10世紀後半代と推定される。大きさは、長径40.1cm、短径36.1cm、厚さ11.0cmである。

①緑釉水瓶 (Fig.59—1)

発掘時の破損した割れ口から観察できた素地（胎土）は、やや灰色がかった肌理の細かい白色。陶質の焼成で

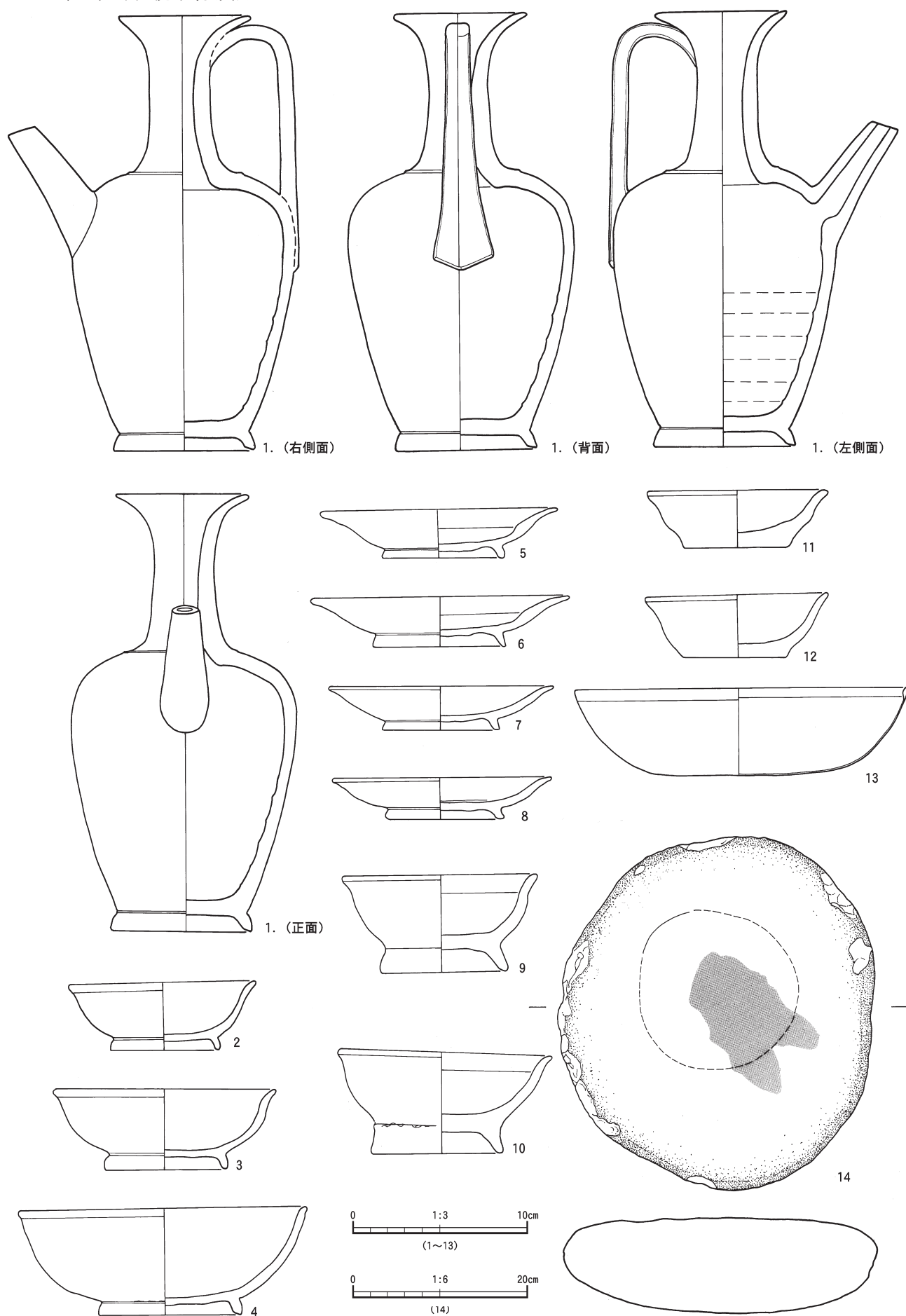


Fig.59 出土遺物実測図

ある。体部（胴部）は、右回転ロクロ成形。底部を削って平坦にし、高台を回転撫でつけて接合、成形している。注口部と口頸部は胴部成形後に接合している。これに帯状の粘土板の片端を胴部肩に接着し、垂直に立ち上げ、鉤状に曲げてその先端を薄く展ばして口縁部外側下部に接着して把手としている。体部肩に装着した注口は付け根部位が太く、先端が細くなる管状である。把手と注口は直截的な形状で加飾はなく、造形的にシンプルなこの水瓶の形態を特徴づけている。

器全面に施された緑釉の色調はやや黄色味を帯びた緑色を基調にしていながらも、全面が濃緑色を斑点様に発色していて、部位により微妙な変化が認められる。概ね体部下半は褐色～黄色が混ざり気味で、一見三彩陶器の発色をうかがわせる部位もあるが、体部上半から口頸部は緑色を強めた色調である。焼成時、窯内での火炎の中り具合で釉薬に含まれる微量の鉄分が発色したのであろう。

大きさは、器高24.6cm、体部は肩張りの強い器形で最大径の部位は底部からほぼ全高の2/3強の高さにある。体（胴）部高15.4cm、最大径12.7cm、高台径8.1cm、高さ0.7cm。体（胴）部の器厚は0.6～0.9cmで、概して下半部が厚い。頸部と注口部の接合部分は内面が若干肥厚する。内面にはロクロ回転筋目が良く残る。

口頸部は、体（胴）部からの立ち上がり基部に径6.4cmの突帯状の縁取りを回らした長頸で、長さ9.2cm、全高の約1/3を占める。頸部の最小径は口縁寄りにあり3.5cmを測る。その部位から口縁部はラッパ口状に外反するが若干歪みがあり、均整ではない。口径は7.4cmである。把手は厚さ0.7cm、幅3.4cm（胴部接着部）～1.3cm（頸部接着部）の直状の帯板で、上部を鉤形に屈曲する。胴部接着部は先端を剣先状に整形している。注口の立上り角度は148°、先端注口をやや斜切りにしている。長さ7.7cm（下側部）で、太さは基部が2.6cm、先端が1.7cmを測る。

②緑釉碗（Fig.59—2～4）

大型・中型・小型の3点のうち、中型の碗が口縁部の約1/5を欠損していたが、他は完形で発見された。中型碗の割れ口から観察できた素地は、焼成がよく堅緻。黒灰色をした須恵質である。大型碗、小型碗とも質感が共通していることからみて、中型碗同様の須恵質の素地、焼成を推定できよう。緑釉水瓶の素地とは異なる。3点とも金属製仏器の碗を模して製作されたものである。

3点とも緑釉は、釉薬が素地の色調と同調して濃緑色を基調としているが、緑釉水瓶に比べると濃緑色が勝り、色ムラが無い。斑点状の濃い発色が全面に認められる。小型碗は口縁部の一部に発色しない部位が残る。

轆轤成形で、下半部位は右回転篋削りのロクロ目が明瞭に残る。糸切り底で、切り離し後に回転撫で付けて高台を付け、成形する。3点とも器形に若干の歪みがある。内面底部に焼成時の三叉トチン痕が残る。

- 1) 大型碗(4) 口径15.8～16.1cm、器高6.0cm、高台径8.1cm。底部の厚さは他部位に比べて薄手、底部から口縁部にかけても器厚も一定していない。口縁部は外反し、丸味を持つ。
- 2) 中型碗(3) 出土時、口縁部の一部を欠失していた。大型碗に比べ緑釉の色調はやや明るい。口径12.7cm、器高4.5～4.6cm、高台径6.9cmを測る。口縁部は外反し、丸味を持つ。
- 3) 小型碗(2) 器面全体に歪みがある。口径10.5～10.9cm、器高3.6～4.0cm、高台径6.2～6.3cmを測る。口縁部は外反し丸味をもつ。口縁部の一部に焼成時に釉薬が発色せずに変質し、白濁した釉滓が付着し、釉の欠落した部位がある。
- 4) 緑釉皿 高台付皿。4点とも緑釉碗と同じく素地は須恵質の焼成と推される。緑釉の発色はやや黄色がかかって明るい、濃緑色を強めた斑点様発色は他の器種と同様に全面に認められる。段皿2点、平皿2点の2種類がある。高台の成形は碗と同じ。体部はいずれも右回転轆轤成形であるが、段皿—1は左回転轆轤成形をしている。いずれも器形に歪みが認められる。内側の底面に三叉トチン痕が残存する。緑釉碗同様、金属製仏器の皿を模して製作されたものである。

ア 1類皿（段皿） 浅い盤状をした身部にやや外反する幅広い鐙状縁を付した形状の段皿。2類とした平皿に比べて器形はやや大形である。

- i 段皿—1(6) 口径14.4～14.6cm、器高2.6～2.8cm、高台径7.6cm。段皿—2に比べて内面段部の縁取りが確りしていて深みがある。
- ii 段皿—2(5) 口径13.3～13.4cm、器高2.5～2.8cm、高台径7.0～7.2cm。段皿—1に比べて内面段部の縁取りが浅く、身部が扁平気味。縁部はやや外反する。
- イ 2類皿(平皿) 底部から緩やかに内湾気味に立ち上がる身部は、浅く、縁部が僅かに外反する。
 - i 平皿—1(7) 口径は段皿—2に近い12.8cm、器高2.4cm、高台径6.8～6.9cm。高台部の篋削り整形が入念になされたためか、皿底部、高台部は他の個体に比べて薄手に仕上げられている。
 - ii 平皿—2(8) 皿のなかで最小形品。口径12.6cm、器高2.3～2.5cm、高台径6.6cm。高台は肉厚である。

3) 土師質須恵器 (Fig.59—9～12)

轆轤を使用するという成形技法、および器の形態は須恵器の系譜にあるといえる。また、穴窯焼成と推されるが、焼成は酸化炎焼成で胎土は淡褐色を呈し、軟質。発見時、胎土の質、焼成の状態を踏まえて土師器と分類したが、厳密には軟質須恵器、あるいは土師質須恵器とすべきものである。本稿では土師質須恵器の名称で分類する。県内土器片粘では緑釉陶器と時期的には同じ10世紀後半に位置づけられる。椀、坏ともいずれも口縁部が欠損していた。毀損していたものを供置した可能性がある。

①土師質椀

- i 土師質椀—1(9) 土師質椀—2とほぼ同形、同大。口径12.2cm、器高5.5cm、高台径7.4cm。右回轆轤成形。切り離し後回転撫で付けで高台を付す。口縁部は短く外反する。
- ii 土師質椀—2(10) 緑釉椀と比べると、全体の形状は小形椀に類似しているが、高台が高い。器形に歪みがある。口径12.2～12.3cm、器高5.3～5.9cm、高台径7.5cm。右回轆轤成形。切り離し後回転撫で付けで高台を付す。底部の器厚が厚く、口縁部は短く外反する。

②土師質坏

整形技法、焼成とも土師質椀と全くかわるところはない。いずれも口縁部の一部を残し、大きく欠けていた。

- i 土師質坏—1(11) 口径10.3cm、器高3.1cm、底径5.8～6.0cm。底部回転糸切り未調整。右回轆轤整形で、口縁部僅かに外反する。
- ii 土師質坏—2(12) 口径10.4cm、器高3.2～3.5cm、底径5.2cm。底部回転糸切り未調整。右回轆轤整形で、口縁部僅かに外反する。

4) 銅鏡 (Fig.59—13)

破碎した状態で発見された。口縁部と底部は比較的残存状態は良いが、器厚の薄い側腹部の錆蝕した部分を中心に欠損する。材質は白銅質で、表面の色調は鈍い鉛色。滑沢がある。口径18.8cm、器高4.9cm、底径6.6cm、器形は浅い鉢型。器厚0.04cm内外で、薄手の造り。口縁部下0.6cmに縁取り刻線を1条めぐらし、内側に断面蒲鉾型に肥厚する幅0.5cmの縁取りを廻らしている。

5) 釘状鉄製品

錆化が進んでいて、原型は詳らかでない。長さ6.0cmで残存した。腐蝕した部分の太さは1.0cm内外。3点残存したが、そのうちの1点は断面が方形で先端が細く尖った形状で、鉄製箸(火箸)を推定できないでもない。

結 語

当該資料が発見された1961年(昭和36年)から、半世紀余を経過している今日、山王廃寺跡の調査は前橋市教育委員会を中心に昭和の第1次～7次調査、平成の5ヵ年調査等が実施されてきた。その結果、本報告書において総括しているように、伽藍配置、およびその規模を推定できるまでの資料が得られている。

そうした調査資料を踏まえて、該当資料の出土地点と山王廃寺との位置的関係を示せば、第4図に示されているごとく、塔心礎地点から東南方向約200m、金堂推定基壇中心と塔心礎との中間点(伽藍の東西南北主軸線の中

心点) からほぼ同じく、北→東129°東南方向約210mの位置にある。このことは、該当資料の出土地点を起点に山王廃寺伽藍配置の主軸線と同一方向の東西南北線を設定した場合、その南北線は伽藍南北方向の主軸線とは約155mの距離を置いた東方を走り、また、東西線は伽藍中心部位から南方約144mの部位で伽藍南北主軸線と直交する。

そこで、敢えて当該資料の出土地点を山王廃寺寺域との関係で推定すると、伽藍南北主軸線から東方約155mということは、当時の使用尺に換算すれば、517尺（小数点以下四捨五入）で86間（小数点以下四捨五入）の付近である。出土地点は伽藍南北主軸線から東方90間＝1.5町の内側ということになる。同様に伽藍東西主軸線から南方約144mということは480尺＝80間の付近であり、これも南方90間＝1.5町の内側にある。すなわち、寺域の南縁と東縁とが等しく伽藍主軸線から南北・東西方向に90間＝1.5町に位置すると仮定した場合の寺域東南隅部の内側で概ね寺域内に位置することになる。

そして、このことは本遺構の内容からみて、寺域を厄災から護持するために寺域四隅で祀られたであろう地霊を鎮め、祀る祭祀施設の一つで、東南隅部の地霊を祀る鎮壇施設ではないかと想定される。

しかしながら、本遺構の年代は、緑釉陶器や土師質須恵器の年代から推して10世紀後半代に位置づけられるものであり、どう考えても山王廃寺の創建期（7世紀中葉～後半）に遡るものではない。10世紀後半期に寺域東南隅の地において新たに営まれた祭祀施設である。このことは何を意味しているだろうか。

まず、注目したいのは、緑釉陶器の碗・皿・水瓶を主体とし、これに加えて銅甕、土師質須恵器の碗・坏をもって構成する飲食器類である。緑釉陶器類は東海西部の東美濃地域において占業的に生産された製品である。しかも、それらは密教の儀軌にもとづくセットを成す飲食器類として製作された特注品であろう。しかしながら、緑釉碗・皿の素地は須恵器特有の堅緻で灰黒色をしているのに対して、緑釉水瓶は素地が灰白色を呈し陶質でやや軟質である。緑釉の発色も碗・皿が全面安定した濃緑色を呈しているのに対して緑釉水瓶は概して茶褐色味の混じった色調である。特に、その成形において碗・皿の底部を水引き切り離し時の糸切痕を残し高台を付しているのに対して、水瓶は篋削りで底部は平坦に整えて高台を付している。また、口頸部と胴部と一体の水引き（轆轤成形）ではなく、接合したものと推定される。一般に須恵器類瓶は10世紀代になると胴部から口頸部を一体的に轆轤成形する技法が普及するとされるが、その点を考慮すれば、当該資料中の緑釉水瓶は緑釉碗・皿とは異なり、時期的に先行する技法を用いて製作された一品といえる。

山王廃寺の寺院としての経営は10世紀後半期までは存続していたわけであるが、そうしたなかで、寺域を地霊から護持するための祭祀を特注品の緑釉陶器飲食器一式を用意してまで行わなければならなかったことが疑問として浮上する。その目的とするところは定かでないが、10世紀後半代は山王廃寺が衰退した時期である。山王廃寺の寺院経営に画期を成す祭祀が行われたことが推察される。

次に注目されるのは本遺構の性格である。本遺構の内容からみて、漠然として山王廃寺寺域の東南方向部位に設けられた祭祀施設ではなく、密教教理に基づいて寺域全体を戒壇と見做し、それを結界する四囲の東南隅位＝巽の方角に設置された戒壇石の性格を有するものと考えられないでもない。

遺構が台石を中心に据え、その周囲には取り巻くように配された拳大円礫11個（12個）があったということ、さらに、その外側は一辺が約60cmの範囲にこれも拳大円礫を方形に16個、すなわち各辺には4隅に配した円礫のほか3個の円礫が並べられていたという点である。それに加えて無視できないのは、台石中央には火（護摩）を焚いたと思われる炭化痕跡が残存し、入れ子状に収めた緑釉碗3点を銅甕で覆って置き、台石の側部に緑釉水瓶を添えていたことである。その組み合わせからは浄水を用いて行った修法（祭祀）を終了した後の飲食器を供え置かれていたとするのが素直であろう。台石の四囲には緑釉皿4点をこれも伏せて置かれていた。

これに対して、土師質須恵器の碗・坏はいずれも欠損した状態で存在したことは、修法中に毀損された供献品の可能性がある。また、釘状鉄棒残片3点が存在したが、いずれも台石上の銅碗、緑釉碗類とともに一連の所作で使用されたものと考えられる。

このことから推して、円礫をもって区画された方約60cmという部位は密教の儀軌に基づいて用意された修法の方壇で中央に配された台石は火炉を構成するとするのが相応しい。

ところで、方壇とされる区画内に配された拳大の円礫の意味するものは何なのだろうか。意図の無い配置とは考えられないものがある。台石周囲の配石が12個だとすれば、十二支で方向を意図したものであるというだろうが、8個だったとすれば、胎藏界曼荼羅の中台八葉院を意図した構成で、他の円礫はその周囲に方形に配された16個の円礫（計20個）とともに中台八葉院を囲む各院

を意味づける配石ではなかったかということもあながち無稽な推察ではないように思える。

また、台石とその四囲に配した伏せた皿をもって中心部を構成したものであるとすれば、金剛界曼荼羅の成身会を意図した構成で、周囲の円礫は成身会を囲む周囲の各会を意味づける配石ではなかったかということも推察できないでもない。いずれにしても、密教の儀軌に基づいて執り行われた修法で配された円礫群であることは間違いないと思われる。

このことを検証することは失われてしまったが、敢えて発見者の記憶に従って本遺跡の性格を推論して、密教教理に基づいて構成された祭祀施設であることを提唱し、後日の研究に待ちたいと思う。

当該資料出土の遺構は、平安時代中期～後期の山王廃寺、おそらくは定額寺としての「放光寺」の寺院経営に

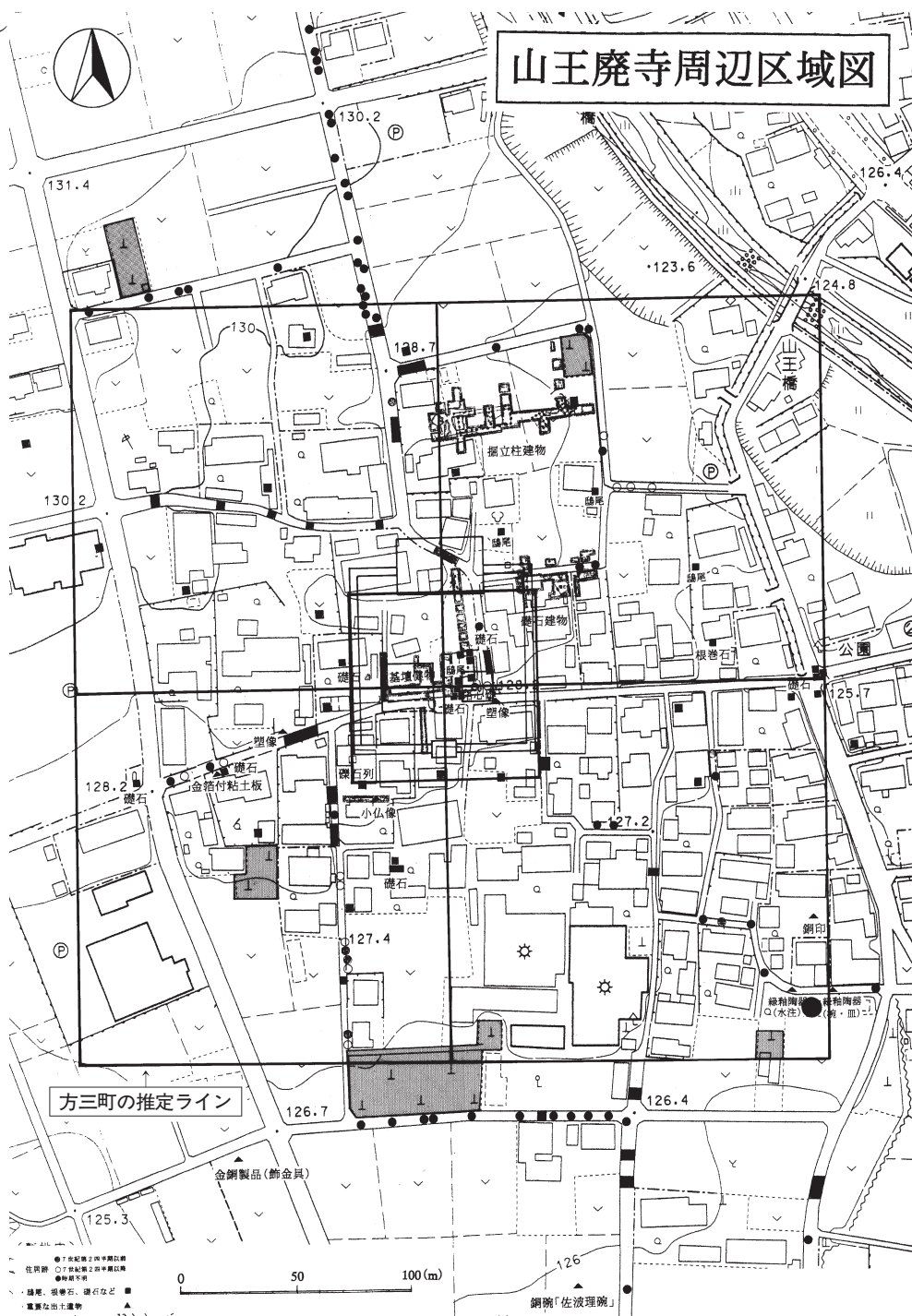


Fig.60 山王廃寺寺域想定図

画期のあったことの実態を伝える遺構であることは間違いないと思われる。

最後になったが、当該資料出土地点を山王廃寺東南隅部とした場合の山王廃寺寺域の規模について私見を述べてまとめたい。

方80m (81m=270尺=45間)と推定される伽藍の対角線中心点を起点とする南北主軸線、東西主軸線で2分される東西324m、南北324mの方形の範囲、すなわち、山王廃寺は、一辺が3町=180間の規模で計画されたものと推定したい。そして、それを推定させる状況証拠は次に指摘するごとく残存しているのである。

- ①寺域東縁線の内側に当該資料出土地点があることは既述した。東縁線中央位（山王町集会所）付近には礎石が出土しており、東門の位置とする指摘は早くからあった。
- ②八幡川に侵食されている東北隅部は瘤状に張り出した不自然（人工的に改変された）な地形であり、寺域の東北隅=良の方角にある。寺域の鬼門にあたるので、祭祀的に意識されていた地であることが推定される。そこを通る総社町方面からの道路はほぼ東縁線に沿って南下し、山王の集落を二分する。道路は寺域東縁に沿って後世に通じた道路であろう。
- ③南縁線中央位には、墓地が占めている。墓地が遺跡地の主要な部位を占めて営まれている事例は多くの遺跡で見られる。荒廃した南大門の跡地を中心に後世墓地が営まれることになったのではないかな。
- ④北縁線外方（北側）の一带は集落遺跡が広がり、市教育委員会の調査でも濃密な住居跡の分布が確認されている。一般に寺院遺跡の場合、寺域内には従前からの遺跡の分布は希薄で、寺院が存続した期間は寺院経営上必要な施設、建物以外は限定される。廃絶後急速に寺域は変容する。
- ⑤西縁の中央位付近は、山王廃寺域から上野国分寺域へ通じる道路の起点に当たり、西門部位とするのが相応しい。また、その外周域にも平安時代後期の集落が広がる。
- ⑥寺域を方3町とした場合の寺域東北部域は発掘調査において倉庫と推定される建物群が確認されている。寺院経営の物資の集積域であり、八幡川に張り出した地形はその施設が設けられた可能性も否定できない。

Fig.60に示す如く、一辺を3町とした場合の山王廃寺の寺域の東西南北境界線付近には以上のごとき地点の多いことを指摘して擲筆する。

後記

本稿を草するにあたっては群馬県立歴史博物館 小池浩平氏、群馬県埋蔵文化財発掘調査事業団 神谷佳明・大西雅広氏、前橋市教育委員会文化財保護課諸氏のご教示、協力を頂いた。記して感謝するものです。



緑釉水瓶・円盤状台石・銅甕出土状況復元



緑釉水注（側面から）



緑釉水注（背面から）

緑釉碗



緑釉段皿



緑釉段皿



土師質碗



銅鉢



円盤状台石

